

2022年度 会費払込票(郵便ハガキ)を送ります

宅建協会の会費

昨年度に引続き

月額 **4,000 円** を → 月額 **3,000 円** に減額します

(年額 48,000 円)

(年額 36,000 円)

未だ収束の見通しが立たないコロナ禍において、引続き会員の皆様に対する支援策の一環として通常の会費を減額することと致しました。今後も動画による Web 研修会をはじめとし、IT を活用した事業の研究・開発、事務の効率化に取り組んで参りますので、ご理解ご協力をお願い致します。(なお、従業者賦課金、保証協会及び政治連盟の会費は通常通りで減額はございません)

1. 納入方法は、コンビニエンスストアを利用した収納代行サービスです

いつでも

皆様のご都合の良い時間にお支払いいただけます。

どこでも

全国のコンビニエンスストアよりお支払いが可能です。取り扱い店舗も、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキなど、県内を網羅しています。

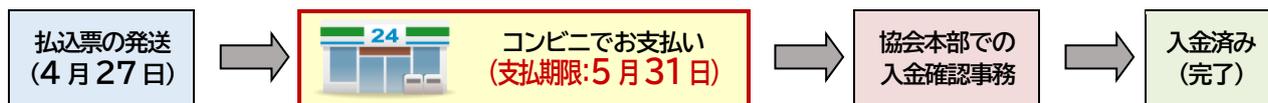
かんたんに

払込票(兼 請求書)に添えて現金をお持ちいただくだけで、コンビニ店頭で簡単にお支払いができます。振込手数料のご負担もありません。

2. 払込票(兼 請求書)は、圧着ハガキで郵送します

- ① 会費のご請求は、従来どおり**前期と後期**に分けて行います。なお、前年度分の会費が未納の場合は、本年度分に加算して請求させていただきます。会費明細が記載された **払込票(兼 請求書)** を**圧着ハガキ**で郵送しますので、これをお近くのコンビニへご持参の上お支払い下さい。個人情報漏洩の心配はありませんので、ご安心ください。
- ② 払込票には**支払期限**が設定されています。**期限を過ぎますとその払込票では支払いができなくなります**ので、必ず期限までにお支払い下さい。これ以降は指定口座への振込みをお願いすることになり、振込手数料もご負担いただくこととなりますので、ご注意願います。
- ③ 領収書は、改めて協会より発行致しません。**コンビニ店頭で受領印の押された領収書と請求書の部分がその場で返却**されますので、大切に保管して下さい。

3. 会費ご請求の流れ(2022年度:前期分) … 後期分も同様の流れです



4. その他、お願い

- ① 収納代行による電算処理にて集計を行いますので、本部・支部での現金による受領は致しません。お手数でも最寄りのコンビニエンスストアでお支払い下さるよう、お願い致します。
- ② 会費請求総額がコンビニ支払限度額を超える場合、または会社の規程で現金を持ち出すことができない場合は、別途指定口座への振込みによるご請求をさせていただきますので、ご一報下さい。(この際の振込手数料はご負担願います)
- ③ 政治連盟の会費につきましても、コンプライアンス遵守により、同様の払込票を別途郵送致します。

【注】 雨などで圧着ハガキが濡れてしまった場合は、必ず乾かしてから開いて下さい。

所属支部への「変更届」提出のお願い

事務所の所在地、商号、代表者氏名、取引士その他の事項を変更したときは、所定の変更届を30日以内に所属支部を経て当協会宛て提出することになっています(定款施行細則 第5条)。特に従業者については、採用、退職、配置替え等の異動の際、その都度提出が必要となります。

様式は協会ホームページ(会員専用ページ)よりダウンロードが可能です。会費徴収事務に関連し、従業者賦課金算出のための基礎データとなるものですので、年度末に変更が生じた場合は、本年 **4月15日(金)** までに変更届をご提出下さい。